



三重県公報

令和5年2月24日（金）

第 390 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	告 示		
95	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地 域 福 祉 課)	2
96	生活保護法の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	2
97	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	2
98	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	3
99	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの名称等の変更の届出	(同)	3
100	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
101	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	4
102	同件	(同)	4
103	同件	(同)	4
104	同件	(同)	5
105	同件	(同)	5
106	地方自治法施行令第158条第1項の規定による手数料の収納事務の委託	(建 設 業 課)	5
107	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道 路 管 理 課)	6
108	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	6
109	都市公園の供用区域の一部廃止	(都 市 政 策 課)	6
110	証紙の販売所の所在地を変更した旨の届出	(出 納 局)	7
	公 告		
	農用地利用配分計画の認可	(担 い 手 支 援 課)	7
	土地改良事業計画の変更及びその関係書類の縦覧	(農 地 調 整 課)	7
	開発行為に関する工事の完了	(建 築 開 発 課)	8

告 示

三重県告示第 95 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 2 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
たけお耳鼻咽喉科	四日市市小杉新町 153 番 7	令和 5 年 1 月 1 日
かわぐち脳神経クリニック	鈴鹿市桜島町六丁目 20 番 5	令和 5 年 1 月 1 日
とうかい整形外科かわげ	津市河芸町西千里 273-1	令和 5 年 1 月 1 日
福喜多眼科	津市久居中町 134 番 37	令和 5 年 1 月 1 日
水谷皮フ科クリニック	津市新町三丁目 6-22	令和 5 年 1 月 1 日
しんたに整形外科クリニック	伊勢市一之木 4 丁目 5 番 1 号	令和 5 年 1 月 1 日
社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上之庄 2711 番地 1	令和 5 年 1 月 1 日
黒田クリニック	伊賀市桐ヶ丘三丁目 325 番地	令和 5 年 1 月 1 日
社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上之庄 2711 番地 1	令和 5 年 1 月 1 日
SAKURA薬局 東方店	桑名市東方立坂 1819-2	令和 5 年 1 月 1 日
ウエルシア薬局津神納町店	津市神納町 1 番 13 号	令和 5 年 2 月 1 日
健やか薬局外宮前店	伊勢市八日市場町 5-19	令和 5 年 1 月 1 日
訪問看護ステーションしらゆりケア四日市北	四日市市あかつき台 3 丁目 1-197	令和 5 年 1 月 1 日

三重県告示第 96 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 2 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
宇野胃腸科内科医院	松阪市市場庄町字長井 1105 番地 3	宇野胃腸内科・脳神経内科	令和 4 年 4 月 1 日

三重県告示第 97 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 2 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
たけお耳鼻咽喉科	四日市市小杉新町 153 番 7	令和 4 年 12 月 31 日
かわぐち脳神経クリニック	鈴鹿市桜島町 6-20-5	令和 4 年 12 月 31 日
水谷皮フ科クリニック	津市新町 3 丁目 6-22	令和 4 年 12 月 31 日
福喜多眼科	津市久居中町 134-37	令和 4 年 12 月 31 日
とうかい整形外科かわげ	津市河芸町西千里 273 番地 1	令和 4 年 12 月 31 日
しんたに整形外科クリニック	伊勢市一之木 4 丁目 5 番 1 号	令和 4 年 12 月 31 日
黒田クリニック	伊賀市桐ヶ丘三丁目 325 番地	令和 4 年 12 月 31 日
社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	令和 5 年 1 月 1 日
ひまわり歯科	松阪市駅部田町 1001	令和 4 年 12 月 31 日

社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	令和 5 年 1 月 1 日
竹内歯科医院	志摩市志摩町片田 2461 番地の 4	令和 4 年 12 月 28 日
しょうなん調剤薬局 東方店	桑名市東方立坂 1819-2	令和 4 年 12 月 31 日
かすみがうら薬局	四日市市八田 1 丁目 13-17	令和 4 年 12 月 28 日
あすか調剤薬局	伊勢市八日市場町 5-19	令和 4 年 12 月 31 日

三重県告示第 98 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 2 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
たけお耳鼻咽喉科	四日市市小杉新町 153 番 7	令和 5 年 1 月 1 日
かわぐち脳神経クリニック	鈴鹿市桜島町六丁目 20 番 5	令和 5 年 1 月 1 日
とうかい整形外科かわげ	津市河芸町西千里 273-1	令和 5 年 1 月 1 日
福喜多眼科	津市久居中町 134 番 37	令和 5 年 1 月 1 日
水谷皮フ科クリニック	津市新町三丁目 6-22	令和 5 年 1 月 1 日
しんたに整形外科クリニック	伊勢市一之木 4 丁目 5 番 1 号	令和 5 年 1 月 1 日
社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上之庄 2711 番地 1	令和 5 年 1 月 1 日
黒田クリニック	伊賀市桐ヶ丘三丁目 325 番地	令和 5 年 1 月 1 日
社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上之庄 2711 番地 1	令和 5 年 1 月 1 日
SAKURA薬局 東方店	桑名市東方立坂 1819-2	令和 5 年 1 月 1 日
ウエルシア薬局津神納町店	津市神納町 1 番 13 号	令和 5 年 2 月 1 日
健やか薬局外宮前店	伊勢市八日市場町 5-19	令和 5 年 1 月 1 日
訪問看護ステーションしらゆりケア四日市北	四日市市あかつき台 3 丁目 1-197	令和 5 年 1 月 1 日

三重県告示第 99 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から名称等の変更の届出がありました。

令和 5 年 2 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	変更後の名称等	変更年月日
宇野胃腸科内科医院	松阪市市場庄町字長井 1105 番地 3	宇野胃腸内科・脳神経内科	令和 4 年 4 月 1 日

三重県告示第 100 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 2 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
たけお耳鼻咽喉科	四日市市小杉新町 153 番 7	令和 4 年 12 月 31 日
かわぐち脳神経クリニック	鈴鹿市桜島町 6-20-5	令和 4 年 12 月 31 日
水谷皮フ科クリニック	津市新町 3 丁目 6-22	令和 4 年 12 月 31 日
福喜多眼科	津市久居中町 134-37	令和 4 年 12 月 31 日

とうかい整形外科かわげ	津市河芸町西千里 273 番地 1	令和 4 年 12 月 31 日
しんたに整形外科クリニック	伊勢市一之木 4 丁目 5 番 1 号	令和 4 年 12 月 31 日
黒田クリニック	伊賀市桐ヶ丘三丁目 325 番地	令和 4 年 12 月 31 日
社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	令和 5 年 1 月 1 日
ひまわり歯科	松阪市駅部田町 1001	令和 4 年 12 月 31 日
社会医療法人畿内会 岡波総合病院	伊賀市上野桑町 1734 番地	令和 5 年 1 月 1 日
竹内歯科医院	志摩市志摩町片田 2461 番地の 4	令和 4 年 12 月 28 日
しょうなん調剤薬局 東方店	桑名市東方立坂 1819-2	令和 4 年 12 月 31 日
かすみがうら薬局	四日市市八田 1 丁目 13-17	令和 4 年 12 月 28 日
あすか調剤薬局	伊勢市八日市場町 5-19	令和 4 年 12 月 31 日

三重県告示第 101 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 2 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
DCMカーマ四日市泊店
四日市市泊小柳町 2-17
- 2 四日市市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 5 年 2 月 24 日から同年 3 月 24 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 102 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 2 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ笹川店
四日市市室山町字八反田 560
- 2 四日市市から聴取した意見
意見無し
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 5 年 2 月 24 日から同年 3 月 24 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 103 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 2 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ山城店
四日市市山城町字西大谷 760 番 1
 - 2 四日市市から聴取した意見
意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 5 年 2 月 24 日から同年 3 月 24 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 104 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 2 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ生桑店
四日市市生桑町字桑花 154-1 ほか 20 筆
 - 2 四日市市から聴取した意見
意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 5 年 2 月 24 日から同年 3 月 24 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 105 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 2 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ大矢知店
四日市市大矢知町字下沢 979 ほか 15 筆
 - 2 四日市市から聴取した意見
意見無し
 - 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
 - 4 意見の縦覧の期間及び時間
令和 5 年 2 月 24 日から同年 3 月 24 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで
-

三重県告示第 106 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、建設業許可・経営事項審査電子申請システムにおける手数料の収納の事務を次の者に委託しました。

令和 5 年 2 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 委託先
北海道札幌市中央区大通東 10 丁目 11 番地 4

ウェルネット株式会社 代表取締役社長 宮澤 一洋

2 委託の期間

令和5年3月1日から令和8年3月31日まで

三重県告示第107号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和5年2月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

第1

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 477号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
三重郡菰野町大字菰野字湯の山8625番4地先から 三重郡菰野町大字菰野字割谷8502番6地先まで	旧	9.6～49.1	254.3
	新	9.6～63.4	254.3

第2

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 166号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市飯高町七丁目市字千日780番2地先から 松阪市飯高町富永字灰野964番地先まで	旧	6.8～69.2	306.6
	新	6.8～114.8	306.6

第3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 蓮峽線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
松阪市飯高町七丁目市字千日780番2地先から 松阪市飯高町七丁目市字千日786番1地先まで	旧	19.7～52.2	144.0
	新	19.7～106.5	144.0

三重県告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供します。

令和5年2月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道 477号	三重郡菰野町大字菰野字御在所ヶ嶽一之谷8503番1地先から 三重郡菰野町大字菰野字田子地8504番5地先まで	令和5年2月24日
県道 六軒鎌田線	松阪市松崎浦町字栄585番地先から 松阪市松ヶ島町字薬師前850番地先まで	令和5年3月5日

三重県告示第109号

三重県都市公園条例（昭和47年三重県条例第33号）第14条の2の規定に基づき、次の都市公園に係る供用区域の一部を次のとおり廃止します。

令和5年2月24日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 名称
県庁前公園

2 位置

津市栄町一丁目 956 番地

3 廃止に係る区域

別図のとおり

「別図」は省略し、三重県津建設事務所において縦覧に供します。

4 供用廃止の期日

令和 5 年 3 月 1 日

三重県告示第 110 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更した旨の届出がありました。

令和 5 年 2 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

販売人の名称	販売所の名称	所 在 地		変更年月日
		旧	新	
株式会社 三十三銀行	津南支店	津市上弁財町 1 番 1 号	津市城山 3 丁目 11 番地 2 号(高茶屋支店内)	令和 5 年 2 月 20 日
	高茶屋小森支店	津市高茶屋小森町字瓦ヶ野 4077 番地の 1	津市城山 3 丁目 11 番地 2 号(高茶屋支店内)	令和 5 年 2 月 20 日

公 告

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和 5 年 2 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
長門 善春	津市	津市新家町新田 1790 ほか 1 筆
堀山 香	津市	津市白山町上ノ村拝垣内 2281 ほか 2 筆
濱口 節生	伊勢市	伊勢市村松町西ノ口 4578
農事組合法人 あぐりびあ伊賀	伊賀市	伊賀市柘川狭間 911 ほか 2 筆

2 農用地利用配分計画の認可日

令和 5 年 2 月 24 日

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 88 条第 1 項の規定により、農地中間管理機構関連農地整備事業栄地区の計画を変更しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この変更計画については、土地改良法第 88 条第 6 項において準用する同法第 87 条第 6 項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に審査請求をすることができます。また、この計画の変更が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます。

ただし、審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができます（なお、上記の期間が経過する前であっても、この計画が変更された日（審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、この計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなりま

す。)。

令和 5 年 2 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間
令和 5 年 2 月 27 日から同年 3 月 27 日まで
- 3 縦覧の場所
津市役所農林水産部農業基盤整備課（津市西丸之内 23 番 1 号）
鈴鹿市産業振興部耕地課（鈴鹿市神戸 1 丁目 18 番 18 号）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 2 月 24 日

三 重 県 知 事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 5 年 2 月 8 日	三重郡菰野町大字千草字斜 5358-3 ほか 2 筆	三重郡菰野町大字千草 3214 山 口 銀 河
令和 5 年 2 月 9 日	員弁郡東員町大字北大社字藪下 702-11 ほか 1 筆	愛知県刈谷市恩田町 1-170-12 メゾンドアミ ー203 木 下 明 大
令和 5 年 2 月 10 日	いなべ市大安町石樽東字上島ケ原 1862-1 ほか 1 筆	員弁郡東員町大字中上 403-1 佐 藤 嘉 章
令和 5 年 2 月 13 日	三重郡川越町大字北福崎字道下 378-1	愛知県清須市清州 1 丁目 18-1 第 3 服部ビル 1 階 株式会社ハウスプランナー 代表取締役 鈴 木 勲

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
